

法人監査結果

(1) 運営

No.	項目		指摘事項	件数
1	基本財産	適切な管理	社会福祉事業の存続要件となっているものの管理が適正になされていない。	1
			基本財産が財産目録に記載されていない。	1
2	定款	定款の備置き・公表	定められた書類をインターネット等の利用により公表されていない。(更新されていない。)	1
3	評議員、役員	選任手続	監事の過半数の同意を得ていない。	1
			定款に顧問に関する項目があるが、規程を設けていない。対応を検討すること。	1
		適格性	評議員の選任が「社会福祉法人の適切な運営に必要な識見を有する者」・「福祉に関する実情に通じている者」としての確認がされていない。	3
			反社会勢力の者でないことの確認がされていない。	1
			直近2回の評議員会を欠席している評議員がいる。	1
4	評議員会	評議員会議事録	議事録の作成に係る職務を行った者の氏名が記載されていない。	1
		評議員会の決議	決議を行う際に、議案について特別の利害関係を有する評議員がいるかの確認を行っていない。	3
5	理事会	理事会議事録	議事録の作成に係る職務を行った者の氏名が記載されていない。	1
		理事会の決議	評議員会の開催時期・場所・議案を決議していない。	1
			「重要な役割を担う職員」の選任・解任の決議はありますが、議題として取り扱うこと。	1
			決議を行う際に、議案について特別の利害関係を有する理事がいるかの確認を行っていない。(議事録に記載がない。)	3
		理事長の職務執行の報告	理事長が理事会で3か月に1回以上(定款に定めがある場合は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上)職務執行に関する報告をされていない。	1

6	報酬	報酬等支払基準	評議員及び評議員選任・解任委員会の費用弁償を支払う規定が策定されていない。	1
			理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準について評議員会の承認を受けていない。	1
			役員等の報酬額の根拠が示されていない。	1

(1) 経理

	項目		指摘事項	件数
7	規程・体制	予算執行管理体制整備	会計責任者への辞令が交付されていない。	1
			「小口現金支払伺い書出納員」欄に前任者の押印がある。現在の出納職員の確認がされていない。	1
			支出伺いに決裁印のない支出がある。	1
8	経理規程	月次報告	月次試算表は経理規程では「毎月20日(25日)まで理事長に提出しなければならない。」となっているが、提出日の記載がないので記載すること。	4
		勘定科目	経理規程(勘定科目)に、「勘定科目マスター」を削除し、「別表1のとおりとする。」に訂正を行う、又別表1に勘定科目が記載すること。(別表1の添付がない。)	2
			賞与引当金を計上すること。	1
			経理規程中、「統括会計責任者」は「会計責任者」に変更すること。	2
			経理規程中、条文の番号の修正	1
			経理規程中、「金額の単位」条文に追加すること。	1
			経理規程(予備費の計上)において、「理事会の承認を経て、評議員会の議決を・・・」となっているが、「理事会の決議と評議員会の承認を」に訂正すること。	1
			経理規程中、(計算書類の監査)を(計算関係書類及び財産目録等の監査)に訂正すること。	1
			経理規程に「(負担評価の一般原則)第 条負債の貸借対照評価額は、賞与引当金及び退職給付引当金を除き債務額とする。」を加えること。	2
			経理規程中、(計算関係書類及び財産目録の作成)において、法人定款に沿い、統括会計責任者又は会計責任者に修正すること。	1

			経理規程中、「統括会計責任者」を、法人の拠点及びサービス区分に沿い、かつ実在しないため削除すること。	1
			経理規程に「社会福祉充実計画」を追加すること。	2
			経理規程(経理事務の範囲)中、「会計監査に関する事項」を「内部監査及び任意監査に関する事項」に改めること。	1
			第4条表題を(会計年度及び計算書類)を(会計年度及び計算関係書類及び財産目録)に改めること。	1
			経理規程(会計伝票)中、「第3項 会計伝票には、」の次に「サービス区分」を追加すること。	2
			経理規程に、「(金額の単位) 計算関係書類及び財産目録に記載する金額は、一円単位をもって表示する。」の条文を追加すること。	2
			経理規程に、「(負担評価の一般原則) 負債の貸借対照表価額は、賞与引当金及び退職給付引当金を除き債務額とする。」の条文を追加すること。	1
			経理規程、(金融機関との取引)に「金融機関との取引は、理事長名をもって行う。」の条文を加えること。	1
			金融機関の通帳名は、法人の通帳が確認できれば、理事長名以外でも良いが、通帳の肩書と名称に相違があった。	1
			小口現金以外の現金については、経理規程には「収入後7日以内に金融機関に預けなければならない。」とあるが、7日以内の預け入れが困難であれば、「7日を15日に変更する等」の経理規程の見直しを検討すること。	1
			経理規程の条文番号の変更に伴い、以下の条文番号を変更すること。	1
			経理規程細則に、新設された「役員退職慰労引当金」の漏れがあるので記載すること。	1
			経理規程に、モデル経理規程(計算関係書類及び財産目録等の承認)の条文を追加すること。	1
9	固定資産関係	物品不用決定書	物品不用決定書を作成していない。	3
10	計算書類		国庫補助金等特別積立金明細書 別紙3 に「国庫補助金」の欄を設けること。	1
			資金収支計算書第1号様式中「法人単位」の記載もれ及び「当期資金収入合計」等の不用欄があるので修正すること。	2

			事業活動計算書様式中「法人単位」の漏れがあり記載すること。	1
			貸借対照表第1号様式を「法人単位」の記載もれ及び第4号様式では「小区分」まで記載されていますが、「中区分」までの記載に訂正すること。また、第1様式及び第4様式の「純資産の部」の勘定科目に「・・・収支差額」ときされているが「・・・増減差額」に訂正すること。	1
			拠点区分資金収支計算書(第1号第4様式)の勘定科目の記載誤「利用者負担金収益(事務費)利用者負担金収益(事業費)利用者負担金収入(事務費)利用者負担金収入(事業費)」に修正すること。	1
11	附属明細書		借入金明細書の期首残高及び差引期末残高の記載誤記	1
			補助金事業等収支明細書について、最新の様式で提出すること。「国庫補助金等特別積立金積立額」に記載すること。	1
			附属明細書に係る勘定科目について、拠点区分資金収支明細書別紙3⑩中「利用者負担金収益(事務費)利用者負担金収益(事業費)利用者負担金収入(事務費)利用者負担金収入(事業費)」に修正すること。	1
12	財産目録		財産目録の基本財産中、土地建物の地番と定款に記載されている土地建物の地番に相違があり修正すること。	1
			固定資産基本財産の小計で、土地の欄の記載がない。	1
13	その他		印鑑と通帳の保管を別々の場所にすること。	1
			「注記 5法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分」において、(2)「当法人では、事業拠点が一つのため省略します。」を「当法人では、社会福祉事業のみの法人のために省略します。」に修正すること。	1
			会計責任者欄に出納員等の押印がありました。会計責任者欄には会計責任者又は理事長が押印すること。	1